

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕</p> <p>(内国会社における公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から<u>(6)</u>までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式<u>(当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)</u>又は議決権の少ない株式(規程第205条第9号の2bに掲げるものをいう。以下同じ。)である場合は、次のaから<u>h</u>までのいずれにも適合すること。</p> <p>a <u>議決権の多い株式等(無議決権株式を発行している場合の議決権付株式及び議決権の多い株式(議決権の少ない株式以外の議決権付株式をいう。以下同じ。)をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>により特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場合において、相当なものであるか否かの認定は、次の(a)から(c)までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認する</p>	<p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕</p> <p>(内国会社における公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から<u>(5)</u>までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式又は議決権の少ない株式(規程第205条第9号の2bに掲げるものをいう。以下同じ。)である場合は、次のaから<u>l</u>までのいずれにも適合すること。</p> <p>a <u>極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消できる見込みのこと。</u></p>

ことにより行うものとする。

(a) 当該必要性が消滅した場合に無議

決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのあること。

(b) 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

(c) 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合に
は、議決権の多い株式について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることではないと認められること。

(新設)

c 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていると認められること。

(新設)

d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の（a）及び（b）に適合すること。

(新設)

(a) 議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らして明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の

関連性、人的関係及び取引関係がないこと。

e (略)

f (略)

(削る)

g (略)

h (略)

(5) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。）は、次の a から e までのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることが

b (略)

c (略)

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式（議決権の少ない株式以外の議決権付株式をいう。以下同じ。）について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。

e (略)

f (略)

(新設)

できる見込みがあると認められること。

(a) 親会社

(b) 支配株主（親会社を除く。）及び
その近親者

(c) 前（b）に掲げる者が議決権の過
半数を自己の計算において所有している
会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が剩
余金配当に関して優先的内容を有している
場合には、原則として、上場申請日の直前
事業年度の末日後2年間の予想利益及び上
場申請日の直前事業年度の末日における分
配可能額が良好であると認められ、当該内
国株券等の発行者が当該内国株券等に係る
剰余金配当を行うに足りる利益を計上する
見込みがあること。

e その他株主及び投資者の利益を侵害する
おそれが大きいと認められる状況にないこ
と。

(6) (略)

(5) (略)

III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第214条第1項第5号に定める事項に
ついての上場審査は、次の（1）から（7）ま
でに掲げる観点その他の観点から検討すること
により行う。

（1）～（4） (略)

（5） 新規上場申請に係る内国株券等が、無
議決権株式（当該内国株券等以外に新規上場
申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議
決権の少ない株式である場合は、次のaから
hまでのいずれにも適合すること。

a 議決権の多い株式等により特定の者が経
営に関与し続けることができる状況を確保

III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第214条第1項第5号に定める事項に
ついての上場審査は、次の（1）から（6）ま
でに掲げる観点その他の観点から検討すること
により行う。

（1）～（4） (略)

（5） 新規上場申請に係る内国株券等が、無
議決権株式又は議決権の少ない株式である場
合は、次のaからfまでのいずれにも適合す
ること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する
状況が生じた場合に無議決権株式又は議決

すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場合において、相当なものであるか否かの認定は、次の（a）から（c）までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより行うものとする。

- （a）当該必要性が消滅した場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのこと。
- （b）極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。
- （c）当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることでないと認められること。

c 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていると認められること。

d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の（a）及び（b）に適合すること。

- （a）議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らし

權の少ない株式のスキームが解消できる見込みのこと。

（新設）

（新設）

（新設）

て明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主(新規上場申請者の親会社等である場合に限る。)の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。

e (略)

f (略)

(削る)

b (略)

c (略)

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。

e (略)

f (略)

(新設)

g (略)

h (略)

(6) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合(当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。)は、次のaからeまでのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の(a)から(c)までに掲げる者との取引(同(a)から(c)までに掲

げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。

（a）親会社

（b）支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

（c）前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

e その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる状況にないこと。

（7）（略）

（6）（略）

IIIの2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕

（公益又は投資者保護の観点）

6. 規程第216条の5第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（5）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）・（2）（略）

（3）新規上場申請に係る内国株券等が、無

IIIの2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕

（公益又は投資者保護の観点）

6. 規程第216条の5第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）・（2）（略）

（3）新規上場申請に係る内国株券等が、無

議決権株式（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、次の a から h までのいずれにも適合すること。

a 議決権の多い株式等により特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場合において、相当なものであるか否かの認定は、次の（a）から（c）までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより行うものとする。

（a）当該必要性が消滅した場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのこと。

（b）極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

（c）当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることでないと認められること。

c 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて

議決権株式又は議決権の少ない株式である場合は、次の a から f までのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消できる見込みのこと。

（新設）

（新設）

適切に記載されていると認められること。

d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の（a）及び（b）に適合すること。

（a）議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らして明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。

（b）新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。

e (略)

f (略)

(削る)

g (略)

h (略)

（4）新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。）は、次のaからeまでのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係

(新設)

b (略)

c (略)

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。

e (略)

f (略)

(新設)

る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとができる見込みがあると認められること。

（a）親会社

（b）支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

（c）前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

e その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる状況にないこと。

（5）（略）

（4）（略）

IIIの3 株券等の新規上場審査〔グロース〕

（公益又は投資者保護の観点）

IIIの3 株券等の新規上場審査〔グロース〕

（公益又は投資者保護の観点）

6. 規程第216条の8第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（5）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）・（2）（略）

（3） 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a 議決権の多い株式等により特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場合において、相当なものであるか否かの認定は、次の（a）から（c）までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより行うものとする。

（a） 当該必要性が消滅した場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのあること。

（b） 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

（c） 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目

6. 規程第216条の8第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）・（2）（略）

（3） 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからfまでのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消できる見込みのあること。

（新設）

的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることでないと認められること。

c 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていると認められること。

d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の（a）及び（b）に適合すること。

（a）議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らして明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。

（b）新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。

e (略)

f (略)

（削る）

g (略)

h (略)

（4）新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。）は、次のaからeまでのいずれにも適合すること。

（新設）

b (略)

c (略)

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。

e (略)

f (略)

（新設）

- a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。
- b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。
- c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。
- （a）親会社
- （b）支配株主（親会社を除く。）及びその近親者
- （c）前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
- d 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。
- e その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる状況にないこ

と。

(5) (略)

IIIの4 上場会社が発行する無議決権株式の上場審査

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第302条の2第1項に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、他に新規上場申請を行う銘柄の有無にかかわらず、次の(1)から(3)までに掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)から(3)までに定めるところにより行う。

- (1) 本則市場の上場会社 II 6. (5) に定めるところにより行う。
- (2) マザーズの上場会社 III 6. (6) に定めるところにより行う。
- (3) JASDAQの上場会社 IIIの2 6. (4) 又はIIIの3 6. (4) に定めるところにより行う。

付 則

この改正規定は、平成26年7月7日から施行する。

(4) (略)

IIIの4 上場会社が発行する無議決権株式の上場審査

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第302条の2第1項に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)から(3)までに定めるところにより行う。

- (1) 本則市場の上場会社 II 6. (4) に定めるところにより行う。
- (2) マザーズの上場会社 III 6. (5) に定めるところにより行う。
- (3) JASDAQの上場会社 IIIの2 6. (5) 又はIIIの3 6. (5) に定めるところにより行う。